

外部評価結果報告書【令和7年度】

2026 年 3 月 31 日

〒 180-0006
所在地 武蔵野市中町1-34-3-409
評価機関名 株式会社クリップ
認証評価機関番号 機構 02 — 043
電話番号 0422-59-0351
代表者氏名 代表取締役 松田 美幸 印

以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号	評価者氏名		担当分野	修了者番号
	①	林 暢介	経営	H0302059
	②	中村 祐見子	福祉	H1701062
	③	清水 美代	福祉	H2301044
	④			
	⑤			
	⑥			
福祉サービス種別	一時保護所			
評価対象事業所名称	立川児童相談所 一時保護所 南分室			
事業所連絡先	〒	190-0023		
	所在地	立川市柴崎町2-21-19		
事業所代表者氏名	辰田 雄一			
契約日	2025 年 10 月 24 日			
職員調査票配付日	2025 年 10 月 30 日			
利用者調査実施日	2025 年 11 月 13 日			
アンケート評価結果報告日	2026 年 1 月 26 日			
訪問調査日	2026 年 1 月 29 日			
評価合議日	2026 年 1 月 29 日			
コメント (利用者調査・事業評価の工夫点、補助者・専門家等の活用、第三者性確保のための措置などを記入)	・事前説明にあたっては、今回の外部評価の手法について、オリジナルの資料を用い、説明を行った。 ・利用者調査は調査日の前々日までに入所した児童を対象に、幼児班については場面観察方式、小学生は評価者が個別に聞き取り調査を実施した。合わせて評価者が見学に入り滞在調査（職員と児童との関りの観察など）も実施しました。 ・訪問調査では、オリジナルの資料を用い、児童調査・職員調査の分析結果を説明、意見交換をしました。 ・合議は、訪問調査終了後、同日に評価者が合議を実施しました。			

評価機関から上記及び別紙の評価結果を含む評価結果報告書を受け取りました。

2026 年 3 月 31 日

事業者代表者氏名 辰田 雄一

1	理念・方針（関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定）
	事業者が大切にしている考え（事業者の理念・ビジョン・使命など）のうち、特に重要なもの（上位5つ程度）を簡潔に記述 （関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定） 1) 子どもの意見表明に配慮した権利擁護の推進 2) 児童の生命及び心身の安全の確保 3) 支援力の向上 4) 楽しい食事場面の提供及び、日課の充実 5) 人材育成及び研修の充実
2	期待する職員像（関連 カテゴリー5 職員と組織の能力向上）
	（1）職員に求めている人材像や役割 児童の権利に配慮した児童福祉の専門性を持った支援を提供でき、他職種や職員間と協働できる職員
	（2）職員に期待すること（職員に持って欲しい使命感） ・一時保護所の機能、役割を理解し専門的な観点をもって主訴とケースに沿った児童主体の支援ができること ・保護所全体がひとつのチームであることを意識する等、チームワークの強化により、児童によりよい支援を提供すること ・一時保護所支援改善検討会の改善方針を理解し、自ら業務改善の意欲を持ち実践に取り組むこと

調査対象

調査日の前々日(令和7年11月11日)までに入所した児童を対象に実施をしました。

調査方法

幼児班については場面観察方式、小学生は評価者が個別に聞き取り調査を実施した。合わせて評価者が見学に入り滞在調査(職員と児童との関りの観察など)も実施しました。

利用者総数

18

回答者数	アンケート	聞き取り	非該当	計
回答者数	0	14	4	18
割合	0%	78%	22%	100%

利用者調査全体のコメント

総合満足度は、“大変満足”29%、“満足”21%、“どちらともいえない”36%、“不満”7%、“大変不満”7%でした。

18問の設問の他に自由記述欄を設けました。

【職員へのメッセージ】では15件の意見を頂きました。「家と中央公園に行きたい。」「ここにいると運動不足になる。学校に行きたい。この授業は短すぎ。」など意見があがりました。

【意見や要望】では6件の意見を頂きました。「もうちょっとここにいたい。」「いつもいい時にご用事になっちゃう。週に1回来るって言うてるのに、ぜんぜん2週間に1回になる。」などがあがりました。

利用者調査結果

共通評価項目	実数			
コメント	はい	どちらとも いえない	いいえ	無回答 非該当
1. 食事の時間が楽しいひとときになっているか (食事の時間は楽しみですか)	12	2	0	0
12名(86%)が“はい”、2名(14%)が“どちらともいえない”と回答しています。13件の意見を頂きました。参考となる意見として「美味しい。好きなメニューはカレー。お代わりしたい。」「おいしい。トマトは残すけど、やきそばはピーマンだけよけて食べる。」との意見があがりました。				
2. 食べられるものの広がり (食べたことのないものを食べたり、好きな食べ物ができましたか)	13	0	1	0
13名(93%)が“はい”、1名(7%)が“いいえ”と回答しています。13件の意見を頂きました。参考となる意見として「カボチャちょっと頑張ってる。」「チャレンジしたけど、ぜんぜん。」との意見があがりました。				
3. 学習の分かりやすさ (学習は分かりやすく楽しいですか)	10	2	2	0
10名(72%)が“はい”、2名(14%)が“どちらともいえない”、2名(14%)が“いいえ”と回答しています。14件の意見を頂きました。参考となる意見として「算数、国語をすいすい解いちゃう。ドリルもする。読書も好き。」「冬になったらわかりにくくなっちゃった。どんどん問題が出てくる。」との意見があがりました。				
4. 規則正しい生活ができるようになったか (保護所での、日課に沿った規則正しい生活に慣れましたか)	11	1	2	0
11名(79%)が“はい”、2名(14%)が“どちらともいえない”、1名(7%)が“いいえ”と回答しています。9件の意見を頂きました。参考となる意見として「少し慣れた。ちゃんと朝起きれる。6時30分に起きる。」「ちょっと、寝る時間にうるさい子がいて寝れない。(職員さんへ伝えましたか?)言った。」との意見があがりました。				

共通評価項目	実数			
コメント	はい	どちらとも いえない	いいえ	無回答 非該当
5. 保護所生活での楽しみ (保護所で楽しいと思う活動はありますか(体を動かすこと、創作活動、所外活動 など))	12	0	2	0
12名(86%)が“はい”、2名(14%)が“いいえ”と回答しています。14件の意見を頂きました。参考となる意見として「体を動かすこと。土曜日のダンスの時間が好き。」「日曜日が好き。遊びの時間がある。プラレール、紙飛行機。マラソンがあと4週で200周。1個、賞状をもらえる。」との意見ががありました。				
6. 保護所の日課やルールについて、必要性が理解できたか (保護所の規則(決まりや約束ごと)についてどうして大切なのか理解していますか)	11	0	2	1
11名(79%)が“はい”、2名(14%)が“いいえ”と回答しています。10件の意見を頂きました。参考となる意見として「友達をぶったり、殴らないこと。嫌な事を言わない。ハムスターの絵が描いてる紙に書いてある。」との意見ががありました。				
7. 病気やけがへの対応の信頼性 (身体の調子が良くないときやけがをしたときに、すぐに対応してもらいましたか)	13	0	0	1
13名(93%)が“はい”と回答しています。9件の意見を頂きました。参考となる意見として「先生に言って、そこから看護師さんの所に(話が)行く。それで来るって感じ。」「自分は熱も1回も出ていない。他の子にはしている。」との意見ががありました。				
8. 施設内の清掃、整理整頓は行き届いているか (居室やホール・食堂・浴室・トイレ(共有スペース)は清潔ですか)	12	1	1	0
12名(86%)が“はい”、1名(7%)が“どちらともいえない”、1名(7%)が“いいえ”と回答しています。9件の意見を頂きました。参考となる意見として「掃除の来てくれるおばさんに会うから。」「めっちゃ綺麗で広いのお風呂。」「との意見ががありました。				
9. 子ども同士のトラブルに関する対応は信頼できるか(子ども同士の関係調整) (子ども同士の関係がうまくいくように(いやなことが起きないように)、職員が対応してくれますか)	14	0	0	0
14名(100%)が“はい”と回答しています。11件の意見を頂きました。参考となる意見として「普通に、喧嘩になったりしないようにしてる。」「喧嘩はある。先生が止める。子ども同士は注意してはいけない。」との意見ががありました。				
10. 今後に向けた自分の状況や要望の聞き入れ (自分のこれまでのことや今後どうしたいかについて職員に聞いてもらえそうですか(実際に聞いてもらえていますか))	9	0	3	2
9名(64%)が“はい”、3名(21%)が“いいえ”と回答しています。11件の意見を頂きました。参考となる意見として「課長代理先生、普通の先生よりちょっと偉い人に聞いてもらいたい。一週間以内には帰りたい。」「希望ないからいいの。言ったりしないけど、思うことはある。」との意見ががありました。				
11. 児童の状況や要望を十分把握し、援助がなされているか。 (職員は、あなたが今後どうしたいかを聞いて、それが実現するように、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれると思いますか(実際にしてくれていますか))	8	3	2	1
8名(57%)が“はい”、3名(21%)が“どちらともいえない”、2名(14%)が“いいえ”と回答しています。5件の意見を頂きました。参考となる意見として「だいたい助けてくれる。」「福祉司さんとかに言えばいい。」「との意見ががありました。				
12. 将来に向けた支援の成果 (保護所の生活を通して、自分自身の気づきや成長につながった(できなかったことができるようになった)ことがありますか)	9	0	4	1
9名(64%)が“はい”、4名(29%)が“いいえ”と回答しています。8件の意見を頂きました。参考となる意見として「お風呂で体を洗えるようになった。」「ファイルをやる。頑張っている時に、褒められる。」「との意見ががありました。				

共通評価項目	実数			
コメント	はい	どちらとも いえない	いいえ	無回答 非該当
13. 自らの権利について、職員はわかりやすく教えてくれたか (子どもの権利について、わかりやすく説明を受けましたか)	7	0	7	0
7名(50%)が“はい”、7名(50%)が“いいえ”と回答しています。6件の意見を頂きました。参考となる意見として「自分の事を大切にしよう」と言うことは聞いた。」「意見箱で一回だけ意見を書いたことがある。」との意見があがりました。				
14. 子どもの気持ちを尊重した対応がされているか (保護所の生活で、あなたの意見や気持ちを言いやすいと感じますか。)	5	6	3	0
5名(36%)が“はい”、6名(43%)が“どちらともいえない”、3名(21%)が“いいえ”と回答しています。9件の意見を頂きました。参考となる意見として「言いたい事があったら、絶対言える。」「あまり言ったことはない。言いたくない。」「(遠慮しちゃうのかな)うん。」との意見があがりました。				
15. プライバシーは守られているか (「あなたが内緒にしたいこと」は保護所の中できちんと守られていますか)	9	1	2	2
9名(64%)が“はい”、1名(7%)が“どちらともいえない”、2名(14%)が“いいえ”と回答しています。8件の意見を頂きました。参考となる意見として「内緒の事はないけど、先生は大人だからちゃんと守ってくれる人だから大丈夫。」との意見があがりました。				
16. 児童の苦情申し出等への十分な対応 (困ったことなどがあつたとき、担当の職員以外にも話せたり、伝えたりできそうですか(実際に話せていますか))	8	0	5	1
8名(57%)が“はい”、5名(35%)が“いいえ”と回答しています。7件の意見を頂きました。参考となる意見として「困ったことがない。あれば言える。」「福祉司さんと心理司さんも話しやすい。」との意見があがりました。				
17. 不満・要望への対応 (職員は、あなたの不満や要望(いやだなあとかしてほしいなあとしたこと)について、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれと思いますか(実際にしてくれていますか))	9	0	3	2
9名(64%)が“はい”、3名(21%)が“いいえ”と回答しています。8件の意見を頂きました。参考となる意見として「一緒に考えてくれる。担任の先生が。」との意見があがりました。				
18. 信頼できる職員か (職員か職員はあなたに対して、ていねいに接してくれますか)	12	1	1	0
12名(86%)が“はい”、1名(7%)が“どちらともいえない”、1名(7%)が“いいえ”と回答しています。7件の意見を頂きました。参考となる意見として「優しくしてくれる。」「怒られることもある、何だったか忘れたけど。普通。」との意見があがりました。				

Ⅰ 組織マネジメント項目(カテゴリー1～5、7)

カテゴリー1 リーダーシップと意思決定

サブカテゴリー1 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている

評価項目 1-1-1

一時保護所が目指していること(理念・基本方針)を明確化・周知している

○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)を明示している
○	2	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)について、児童相談所で働く全ての職員の理解が深まるような取り組みをしている
○	3	一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)について、児童の理解が深まるような取り組みをしている
○	4	重要な意思決定や判断に迷ったときに、一時保護所が目指していること(理念・基本方針など)を思い起こすことができる取り組みを行っている(会議中に確認できるなど)

評価項目 1-1-2

管理・監督職は自らの役割と責任を職員に対して表明し、保護所をリードしている

○×欄	標準項目	
○	1	管理・監督職は、自らの役割と責任を職員に伝えている
○	2	管理・監督職は、自らの役割と責任に基づいて行動している

評価項目 1-1-3

重要な案件について、管理・監督職は実情を踏まえて意思決定し、その内容を関係者に周知している

○×欄	標準項目	
○	1	重要な案件を検討し、決定する手順があらかじめ決まっている
○	2	重要な意思決定に関し、その内容と決定経緯について職員に周知している
○	3	関係機関に対し、重要な案件に関する決定事項について、必要に応じてその内容と決定経緯を周知している

カテゴリー1の講評

令和7年度保護課組織目標の関連箇所を抽出、以下の通り課題設定しました。

一時保護所では、理念や基本方針が明確に示され、ハンドブックや倫理綱領を通じて職員への周知が図られています。所長や課長が現場に積極的に関与し、職員会議で直接説明を行うことで、トップダウンとボトムアップの双方が機能し、意思決定の透明性も高まっています。さらに、相談部門との連携が強化され、児童相談所全体として一体感のある運営が進んでいる点は大きな強みです。一方で、人員や予算の不足が理念実現の障壁となっており、人材確保が重要な課題です。今後は秘匿施設という制約を踏まえつつ採用活動を強化し、ベテラン職員の知識や経験を若手へ継承する仕組みづくりを進め、組織の持続的な発展につなげていくことが求められます。

「ベテラン職員の知識や経験を若手へ継承する仕組みづくりを進め」に着目し、職員アンケート結果・経営層自己評価結果を以下の通り整理しました。

職員アンケートでは、「管理・監督職は自らの役割と責任に基づいて行動している」との設問に対し、「そう思う」と回答した割合が課長代理以上、主任・主事、非常勤のいずれも83%と高水準であり、管理体制への一定の信頼がうかがえます。自由意見では管理部門の適切な配置が評価されています。経営層の自己評価においても、児童への支援力向上や安心できる環境づくり、その環境を支える仕組みの整備に継続して取り組んでいるとされ、管理職の行動と現場の認識がおおむね一致している状況が確認できます。

上記を踏まえたインタビュー内容は以下の通りです。

一時保護所における課題は単なる人員不足ではなく、定員超過の状況に見合った職員配置が困難である点にあります。人材確保に向けて本庁ではリクルートチームを立ち上げ、見学会の開催や職員との座談会を通じて内定者の定着支援にも取り組んでいます。一方、秘匿施設である特性上、PR強化には慎重な検討が求められます。都や区で施設整備が進められているものの、児童の定員超過解消は容易ではなく、退所先が見つからないことも長期入所や過密化の一因となっており、総合的な対応が必要とされています。

カテゴリー2 経営における社会的責任

サブカテゴリー1 福祉サービス従事者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる

評価項目 2-1-1		
福祉サービスに従事する者として、守るべき法・規範・倫理等を周知している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護に従事する者として、守るべき法・規範・倫理を明示している
○	2	全職員に対して、守るべき法・規範・倫理などの理解が深まるように取り組んでいる
評価項目 2-1-2		
外部評価の結果公表、情報提供などにより、地域社会に対し、透明性の高い組織となっている		
○×欄	標準項目	
○	1	外部による評価の結果公表、情報開示などにより、開かれた組織となるように取り組んでいる
○	2	「児童相談所のしおり」や「みんなの力で防ごう 児童虐待」等のパンフレットを活用して、地域社会に一時保護所に関する情報を提供している

サブカテゴリー2 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている

評価項目 2-2-1		
事業所の機能や福祉の専門性を活かした取り組みがある		
○×欄	標準項目	
○	1	実習生の受け入れ態勢を整備している(担当者の配置、手引書の作成など)
評価項目 2-2-2		
ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している		
○×欄	標準項目	
○	1	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明示している
○	2	ボランティアの受け入れ態勢を整備している(担当者の配置、手引書の作成など)
○	3	ボランティアに対し、児童のプライバシーの尊重やその他の留意事項などを伝えている
○	4	日々の活動報告を受けたり意見交換会を実施したりするなど、職員とボランティアとの間で十分な意見交換がなされている
評価項目 2-2-3		
地域の関係機関との連携を図っている		
○×欄	標準項目	
○	1	関係機関との連携強化に加え、関係機関との会議やケース毎の情報交換などに、保護所職員が参画できる体制を整えている

カテゴリー2の講評

令和7年度保護課組織目標の関連箇所を抽出、以下の通り課題設定しました。

一時保護所では、法令遵守や倫理の徹底、透明性の確保、地域貢献など、公的機関としての責任を強く意識した運営が行われています。南分室運営の手引きや倫理綱領が整備され、職員への周知が体系的に進められているほか、外部評価結果を都のホームページで公開するなど、開かれた姿勢が特徴です。実習生の受け入れに際しても、事前研修や誓約書、活動記録の作成など丁寧な運用が定着しています。また、実習生の受け入れに際しては、実習希望時期が重ならないように事前に日程調整を図り、子ども達の生活環境に影響を及ぼさないよう配慮しています。今後は実習生の他、インターンや子ども家庭センターからの実習受け入れが柔軟にできるよう枠の調整が求められます。

「実習生の受け入れ基準の明確化と枠の調整を進める」に着目し、職員アンケート結果・経営層自己評価結果を以下の通り整理しました。

職員アンケートでは、「実習生の受け入れ態勢を整備している」の「そう思う」と回答した割合が、課長代理以上100%、主任・主事94%、非常勤83%となっており、概ね高い認識が示されています。職員からは、入所児童にとって、多くの大人の目がある環境の中でさまざまな経験を積み、人と触れ合える点に意義があるとの意見が挙げられました。経営層の自己評価では、実習生の受け入れにあたり、一時保護事業の概要や実習生の心得を説明するとともに、個人情報保護に関する誓約書を渡すなど、基本的な受け入れ体制の整備に取り組んでいるとしています。

上記を踏まえたインタビュー内容は以下の通りです。

地域との関わりの重要性は認識しているものの、秘匿施設という特性から交流は限定的な範囲にとどまっています。その中でも学生実習生の受け入れを継続し、人材確保の観点から可能な形で外部との接点づくりに取り組んでいます。また、学校と連携し、子どもへのアセスメントを共同で実施することも視野に入れており、専門性の向上と支援の質の充実を図ろうとしています。秘匿性と社会的連携の両立を意識しながら、現実的かつ継続可能な地域連携の在り方を模索している状況です。

カテゴリー3 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用

サブカテゴリー1 利用者意向や地域・事業環境に関する情報を収集・活用している

評価項目 3-1-1

児童の意向(意見・要望・苦情)を多様な方法で把握し、迅速に対応している

○×欄	標準項目	
○	1	児童一人ひとりの意見・要望・苦情に対する解決に取り組んでいる
○	2	担当児童相談所(相談部門)と連携し、児童が職員以外の外部に訴えや相談できることをわかりやすく説明している
○	3	必要な時は、担当の児童福祉司等に相談できることを児童に伝えている
○	4	日頃の声掛けなどを通して、児童の要望や苦情を把握している

評価項目 3-1-2

児童の意向の集約・分析とサービス向上への活用に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	児童へのアンケート等、一時保護所側からの働きかけにより意見や要望を把握することに取り組んでいる
○	2	把握した児童の意見や要望を整理し、児童から見た一時保護所の現状や問題を把握している
○	3	『把握した児童の意向を援助技術向上や一時保護所運営の質の向上につなげること』に取り組んでいることが確認できる

評価項目 3-1-3

地域・事業環境に関する情報を収集し、状況を把握・分析している

○×欄	標準項目	
○	1	福祉事業全体の動向を保護所内で共有し、適宜、意見交換などをして理解を深め、一時保護所運営の参考になるようにしている

カテゴリー3の講評

令和7年度保護課組織目標の関連箇所を抽出、以下の通り課題設定しました。

一時保護所では、意見箱やアンケート、第三者委員、子供会議など多層的な仕組みを通じて児童の声を丁寧に把握しています。集めた意見は退所アンケートの年間集計や職員会議で共有され、「集約・分析・改善」へとつなげる流れが整いつつあり、課長代理や保護担当職員が中心となって迅速に対応できる体制も強みとなっています。一方で、児童の意見を日常支援へどのように反映するかには工夫の余地があり、本人が反映を実感しにくい点や改善内容の見える化不足が課題です。今後は掲示等による可視化や子供会議の質の向上を図り、計画策定にも児童の声を生かす仕組みづくりが求められます。

「意見箱、アンケート、第三者委員、子供会議など、多層的な仕組みを通じて」に着目し、子どもアンケート結果・職員アンケート結果・経営層自己評価結果を以下の通り整理しました。

子どもアンケートでは、「意見や気持ちを言いやすい」と感じている児童は36%にとどまり、学校やクラス、生活階など身近な話題は伝えたいという声が見られました。一方、職員アンケートでは、所側からの働きかけによる意見把握に「そう思う」と回答した割合が課長代理以上100%、主任・主事94%、非常勤94%と高く、取り組みへの認識は高水準です。ただし、クールダウン部屋の使い方に関する懸念も示されています。経営層は退所時アンケートの集計を通じて意見把握に努めており、児童の実感とのギャップを埋める工夫が今後の課題といえます。

上記を踏まえたインタビュー内容は以下の通りです。

これまで子ども会議の開催は1回にとどまっており、議事の進行方法や開催頻度、特に小学校低学年の子どもへのアプローチ方法が課題となっています。子どもの声を継続的に把握し日常生活へ反映していくためには、開催回数を増やし、年齢に応じた参加しやすい進め方を工夫することが求められます。また、子どもの希望が実現した際には、その結果を分かりやすく公開することで達成感や参加意欲を高め、意見表明への前向きな姿勢を育てていくことが重要です。

カテゴリー4 計画の策定と着実な実行

サブカテゴリー1 実践的な課題・計画策定に取り組んでいる

評価項目 4-1-1

取り組み期間に応じた課題・計画を策定(協力)している

○×欄	標準項目	
○	1	中・長期計画の策定に、保護所の理念や実態が適切に反映されるよう、適宜必要な意見を伝えている
○	2	中・長期計画を踏まえ、年度単位で事業計画や組織目標を策定している
○	3	短期の活動・行事等についても、計画的(担当者・スケジュールの策定など)に取り組んでいる

評価項目 4-1-2

多角的な視点から課題を把握し、計画を策定している

○×欄	標準項目	
○	1	課題の明確化、計画策定の時期や手順があらかじめ決まっている(全体会での次年度計画の検討など)
○	2	課題の明確化、計画の策定に当たり、現場の意向を反映できるようにしている(会議での次年度計画の検討など)
○	3	計画は、サービスの現状(児童の意向・地域の福祉ニーズや事業環境など)を踏まえて策定している
○	4	計画は、想定されるリスク(児童への影響、職員への業務負担、必要経費の増大など)を踏まえて策定している

評価項目 4-1-3

着実な計画の実行に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	計画推進の方法(体制、職員の役割や活動内容など)を明示している
○	2	計画推進に当たり、より高い成果が得られるように一時保護所内外の先進事例・困難事例を参考にするなどの取り組みを行っている
○	3	計画推進に当たり、目指す目標と達成度合いを測る指標を明示している
○	4	計画推進に当たり、進捗状況を確認し(半月・月単位など)、必要に応じて見直しをしながら取り組んでいる

評価項目 4-2-1

児童の安全の確保・向上に計画的に取り組んでいる

○×欄	標準項目	
○	1	児童の安全の確保・向上を図るため、関係機関との連携や所内の役割分担を明示している
○	2	事故、感染症、侵入、災害などの事例や情報を組織として収集し、職員間で共有し、予防策を講じている
○	3	事故、感染症、侵入、災害などの発生時でもサービス提供が継続できるよう、職員、児童、関係機関などに具体的な活動内容が伝わっている
○	4	事故、感染症、侵入などの被害が発生したときは、要因を分析し、再発防止に取り組んでいる

カテゴリー4の講評

令和7年度保護課組織目標の関連箇所を抽出、以下の通り課題設定しました。

一時保護所では、中長期計画から年度計画、日々の行事に至るまで計画が階層的に整理され、全体の流れが明確になっています。職員会議や日常的なコミュニケーションを通じて現場の意見を反映する文化も根付いており、年間行事や小グループ外出などが計画的に実施されています。一方で、計画の評価や振り返りの仕組みが十分とはいえず、PDCAサイクルが見えにくい点が課題です。また、児童の意向を計画へ反映する仕組みにも工夫が求められます。今後は期末・年度末の振り返りを体系化し、子供会議で得た意見を計画策定に組み込むなど、改善の循環を強化していくことが重要です。

「計画の評価や振り返りの仕組みが不十分」に着目し、職員アンケート結果・経営層自己評価結果を以下の通り整理しました。

職員アンケートでは、「計画推進に当たり進捗確認や見直しを行っている」との設問に対し、「そう思う」と回答した割合が課長代理以上67%、主任・主事83%、非常勤44%となり、職層間で認識の差が見られます。自由意見では、定数超過が常態化し、小学生6名想定環境に15～18名を受け入れている現状では、個別ケアの実施がハード・ソフト両面で困難であるとの指摘がありました。経営層は向上8項目について目標設定と進行管理を行う方針を示しており、計画管理の枠組みはあるものの、現場の実感との乖離をどう埋めるかが今後の課題といえます。

カテゴリー5 職員と組織の能力向上

サブカテゴリー1 一時保護所が目指している運営・サービスを実現する人材の確保・育成に取り組んでいる

評価項目 5-1-1

一時保護所にとって必要な人材構成にしている

○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所の理念・実態を踏まえ、必要な人材像や数を明確にし、適材適所の配置ができるように取り組んでいる(働きかけている)

評価項目 5-1-2

職員の質の向上に取り組んでいる

○	1	職員一人ひとりの能力向上に関する希望を把握している
○	2	一時保護所の人材育成計画と職員一人ひとりの意向に基づき策定された個人別の育成(研修)計画や、各職員の業務の遂行状況等を踏まえ、職員育成に必要な支援をしている
○	3	職員の研修成果を確認し(研修時、研修直後、研修数ヶ月後など)、研修が本人の育成に役立ったかを確認している

サブカテゴリー2 職員一人ひとりの能力と組織力の発揮に取り組んでいる

評価項目 5-2-1

職員一人ひとりの主体的な判断・行動と組織としての学びに取り組んでいる

○	1	職員の判断で実施可能な範囲と、それを超えた場合の対応方法を明示している
○	2	職員一人ひとりの日頃の気づきや工夫について、互いに学ぶことに取り組んでいる
○	3	職員一人ひとりの研修成果を、レポートや発表等で共有化に取り組んでいる

評価項目 5-2-2		
職員のやる気向上に取り組んでいる		
○	1	一時保護所の特性を踏まえ、職員の育成・評価などが連動した人材マネジメントを行っている
○	2	就業状況（勤務時間や休暇取得、疲労、ストレスなど）を把握し、改善に取り組んでいる
○	3	職員の意識を把握し、やる気と働きがいの向上に取り組んでいる
○	4	福利厚生制度の充実に取り組んでいる
カテゴリー5の講評		
令和7年度保護課組織目標の関連箇所を抽出、以下の通り課題設定しました。 一時保護所では、専門性向上に向けた研修体系が整備され、OJTやスーパーバイズ、外部研修など多層的な人材育成が継続的に行われています。トラウマインフォームドケアやCARE研修、心理司による助言など専門性の高い学習機会が確保されている点は大きな強みです。課長代理級を中心に実践的な支援技術を継承する仕組みや新規採用職員への研修・フォロー体制も明確で、管理監督者の育成やメンタルケア、働き方改革にも取り組んでいます。一方で、人員不足により育成担当者の負担が大きく、研修の質の安定や成果の見える化が課題となっています。今後は振り返りシートの活用などによる効果測定と、若手から中堅へつなぐ育成ラインの明確化が求められます。 「人員不足により育成担当者の負担が大きく、研修の質が安定しにくい」に着目し、職員アンケート結果・経営層自己評価結果を以下の通り整理しました。 職員アンケートでは、「人材育成計画や個別の研修計画に基づき必要な支援を行っている」との設問に対し、「そう思う」と回答した割合が課長代理以上83%、主任・主事61%、非常勤50%となり、職層によって認識に差が見られます。自由意見では、重要度の高い研修に一部職員が重点的に参加できるよう配慮されている点が評価されています。経営層の自己評価では、新たに配属された職員に対し研修を実施し、研修ノートを活用した個別育成や支援を行っているとされており、体制は整備されつつあるものの、全職員への浸透や実感の向上が今後の課題といえます。 上記を踏まえたインタビュー内容は以下の通りです。 過去に新規採用が抑制された時期があり、その影響により現在は40代を中心とした中間層の人員が不足しています。このため、現場では若手とベテランに業務負担が偏りやすく、知識や経験の継承、組織運営の安定性にも影響が及んでいます。今後は計画的な採用と育成を進め、中間層の補強を図ることで、年齢構成のバランス改善と持続的な組織体制の構築が求められます。		

カテゴリー7 情報の保護・共有

サブカテゴリー1 情報の保護・共有に取り組んでいる

評価項目 7-1-1		
一時保護所が蓄積している経営に関する情報の保護・共有に取り組んでいる		
○ × 欄	標準項目	
○	1	情報の重要性や機密性を踏まえ、アクセス制限を設定している
○	2	収集した情報は、必要な人が必要ときに活用できるように整理・保管している
○	3	保管している情報の状況を把握し、使いやすいように更新している

評価項目 7-1-2		
個人情報とは、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえて保護・共有している		
○×欄	標準項目	
○	1	一時保護所で扱っている個人情報の活用目的を明示している。
○	2	個人情報の保護に関する規定を明示している。
○	3	開示請求に対する対応方法を明示している。
○	4	個人情報の保護について職員(実習生やボランティアを含む)が理解し行動できるための取り組みを行っている。
カテゴリー7の講評		
令和7年度保護課組織目標の関連箇所を抽出、以下の通り課題設定しました。 文書管理規則やコンプライアンス方針に基づく運用が徹底され、情報管理に対する高い意識が組織全体に浸透している点の特徴です。引継ぎや観察会議、ケース会議、職員会議など多職種による情報共有の場も充実しており、行政機関としての透明性や説明責任を重視する姿勢が明確に表れています。さらに、ペーパーレス化などDX推進にも取り組み、効率化と安全性の両立を図っています。一方で、職員のITスキルの差によって推進速度にばらつきが生じる可能性が課題です。今後は情報共有フォーマットの統一やDX研修の実施、定期的なリスクアセスメントを通じて、より安全で効率的な情報運用体制の構築が求められます。		
「情報共有のフォーマット統一やDX研修の実施により運用の標準化を進める」に着目し、職員アンケート結果・経営層自己評価結果を以下の通り整理しました。 職員アンケートでは、「収集した情報を必要な人が必要ときに活用できるよう整理・保管している」との設問に対し、「そう思う」と回答した割合が課長代理以上100%、主任・主事94%、非常勤72%となり、全体として高い評価が示されています。自由意見では、情報共有の負担は大きいものの、漏れが生じないよう努めている姿勢がうかがえます。経営層の自己評価では、共有サーバーに情報を保存し、誰もが活用できる仕組みを整備しているとされており、運用体制は概ね機能している一方、非常勤職員へのさらなる浸透が今後の課題といえます。		
上記を踏まえたインタビュー内容は以下の通りです。 デジタルホワイトボードの活用が検討されており、今後はITコンサルタントの支援を受ける予定ですが、具体的にどのような機能や効果が得られるかは現時点では明確ではありません。一方で、日常業務の負担軽減や情報共有の円滑化など、業務効率化の必要性は強く認識されています。今後は導入目的や活用場面を整理し、現場の課題に即した運用方法を検討することで、実効性のあるデジタル活用につなげていくことが重要です。		

Ⅱ サービス提供のプロセス項目(カテゴリー6-1～3、6-5～6)

サブカテゴリー1 サービス情報の提供

評価項目 6-1-1

児童相談所(相談部門)に対して一時保護所の情報を提供している

○×欄	標準項目	
○	1	〈児相センターの保護所のみ役割〉効率よく保護ができるよう、児童一人ひとりの入所期間や各保護所の入所状況等を把握し、児童相談所(相談部門)に情報提供している
○	2	担当児童福祉司が児童や保護者に一時保護所の生活について、説明できるよう、パンフレットなど必要な情報を児童相談所(相談部門)へ提供している

サブカテゴリー1の講評

相談部門と連携しながら、円滑な入所対応を進めています。

一時保護所のしおりは相談部門にも配布され、担当福祉司が内容を確認できる体制となっています。入所前にはリーフレット「大切なあなたへ」を用いて子どもの権利などを説明していますが、担当福祉司が付き添えない場合には代理の職員が付き添い、後日担当福祉司が説明を行っています。そのため、入所時の情報共有に差が生じる可能性があります。また、担当福祉司が来訪する前に子どもが体調を崩した場合、医療同意や感染症既往歴、アレルギー等の必要な情報がない場合もあります。円滑な支援を行うためには、入所時の情報共有をより確実にし、担当者間での連携を強化することが求められます。

サブカテゴリー2 サービスの開始・終了時の対応

評価項目 6-2-1

一時保護所入所にあたり児童に説明し、理解を得ている

○×欄	標準項目	
○	1	児童が保護所での生活を理解できるように、基本ルール・重要な事項等を説明している(生活目標等との関わりから話す、児童が分かる表現を用いる など)
○	2	担当児童福祉司と連携し、入所にあたり、入所理由や保護所での生活目標を児童と一緒に確認し、一時保護所での生活について動機づけを行い、児童の理解を得ている

評価項目 6-2-2

一時保護所入所及び退所の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	一時保護の開始時に、児童の支援に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している
○	2	入所(一時保護)直後には、児童の不安やストレスが軽減されるように支援を行っている
○	3	入所前の生活を踏まえ、退所後の生活を見据えた支援をしている
○	4	退所時には、担当児童相談所と連携し、児童や保護者の不安の軽減、及び支援の継続性に配慮した支援をしている

サブカテゴリー2の講評

児童の不安軽減を目指した丁寧な説明とデータ化の取り組みを行っています。

インテーク時には、児童の不安を少しでも和らげ、落ち着いて過ごせるよう、職員は笑顔と落ち着いた態度で接することを心がけています。また、年齢が低い児童にも理解しやすいよう、イラストを多く用いた「一時保護所のしおり」を作成し、一日の流れや保護所での約束事、困ったときの相談先などを具体的に説明しています。児童の年齢や理解度に応じて言葉を選び、わかりやすく伝わる表現を工夫しています。現在はA4サイズの「説明用紙」を使用しています。

入所初期の不安に寄り添う個別対応と心理的支援の体制を整えています。

入所時には担当職員を決め、個別に話を聞く時間を設けることで、児童の不安や心配事を把握し、適切に対応できるよう努めています。また、私物の持ち込みやぬいぐるみの貸し出しは、児童の心理的な安定につながっています。さらに、心理職が入所後1週間を目安に面談を行い、心身の状態を丁寧に観察・評価し、必要に応じて心理的支援を実施しています。こうした取り組みにより、児童が少しでも早く落ち着いて生活できるよう支援体制を整えています。

生活習慣の支援と個別対応で児童の安心と自信を育んでいます。

基本的な生活習慣に課題を抱える児童が多いため、毎日の起床・食事・入浴・就寝のリズムを整え、安心して生活できるよう支援しています。夜尿がある場合には、就寝後のトイレ誘導の必要を確認しながら個別に対応し、紙パンツや布パンツの使用時期についても、本人の状況や気持ちに配慮して検討しています。また、職員は児童ができるようになったことを具体的に褒めることを意識しており、児童からは「頑張っているときに褒められる」などの声が寄せられています。こうした関わりを通して、児童の自信と安定した生活づくりを支えています。

サブカテゴリー3 個別状況に応じた計画策定・記録

評価項目 6-3-1

定められた手順に従って行動観察(アセスメント)を行い、児童の課題を個別の援助の場面ごとに明示している

○×欄	標準項目	
○	1	児童の心身状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって記録し把握している
○	2	児童の一人ひとりのニーズや課題を明示する手続きを定め、記録している
○	3	行動観察(アセスメント)を定期的に見直すための手順を定めている
○	4	主訴をふまえた行動観察の方針に基づいて、適切に行動観察を行っている

評価項目 6-3-2

児童や保護者の入所前の生活、児童の意向、児童相談所(相談部門)との協議内容を踏まえ、主訴をふまえた行動観察の方針を策定している

○×欄	標準項目	
○	1	主訴をふまえた行動観察の方針は、担当児童福祉司の援助方針及び児童の希望を尊重して作成、見直しをしている
○	2	主訴をふまえた行動観察の方針を児童にわかりやすく説明し、同意を得るようにしている
○	3	主訴をふまえた行動観察の方針は、緊急に見直しをする場合も含めて、見直しの時期・手順等の基準・しくみを定めたうえで、必要に応じて見直ししている

評価項目 6-3-3		
児童に関する記録が行われ、管理体制を確立している		
○×欄	標準項目	
○	1	児童一人ひとりに関する情報を過不足なく記録するしくみがある
○	2	主訴をふまえた行動観察の方針に沿った具体的な支援内容と、その結果、児童の状況がどのように推移したのかについて具体的に記録している
評価項目 6-3-4		
児童の状況等に関する情報を職員間で共有している		
○×欄	標準項目	
○	1	主訴をふまえた行動観察の方針の内容や個人の記録を、援助を担当する職員全てが共有し、活用している
○	2	申し送り・引継ぎ等により、児童に変化があった場合の情報を職員間で共有している
サブカテゴリー3の講評		
情報共有と段階的アセスメントで児童の安心を支えています。 担当福祉司から児童の情報や援助方針を確認し、担当職員を中心に行動観察の方針を作成して共有しています。入所後1週間を目安に心理職が面接を行い、あわせて福祉職等による7日目会議を開催し、心身の状況などのアセスメントを実施して行動観察の方針を検討しています。さらに、入所後3週間を目安に観察会議を開き、行動面や対人関係の様子を踏まえて方針の見直しを行っています。児童の意見については担当職員が丁寧に聞き取り、困り感に寄り添いながら、これからみんなと安心して生活するために必要なことをわかりやすく説明しています。		
多職種の記録を統合し児童の状況把握を深めています。 児童の行動や生活状況は個別経過記録に記載することが職員全員に定着しており、児童の様子やADLの状態、対人関係などを事実に基づいて記録するよう取り組んでいます。心理職は一週間面接票や心理ケア報告に心身の状況を記録し、看護師は健康面、学習担当職員は学習面について継続的に記録しています。これらの日々の経過記録をもとに、統一書式（児童票7）へ具体的な状況を整理し、観察会議で内容を確認したうえで必要に応じて修正を行い、情報を共有できる体制を整えています。		
効率的で正確な引継ぎを目指し様式改善を、その都度行っています。 朝夕の引継ぎ時には、児童一人ひとりの健康面、生活面、学習面について丁寧に報告し、職員間で情報共有を行っています。引継ぎ簿についても、重要な事項を赤字で記載したり、必要に応じてメモを添えるなど、より使いやすく実態に即した様式となるよう随時見直しと改良を重ねています。一方で、児童が多いことなどから引継ぎに時間を要していたため、開始時間の見直しを行いました。時間を有効に活用しながら、効率的かつ正確に情報が伝わるよう、引継ぎの在り方や様式の工夫を継続して検討しています。		

Ⅲサービスの実施項目(カテゴリー6-4)

サブカテゴリー4 サービスの実施

評価項目 6-4-1		
個別の主訴をふまえた行動観察の方針に基づいて、落ち着いた生活が営めるよう支援を行っている		
○×欄	標準項目	
○	1	一人ひとりの児童の保護目的や一時保護中の援助方針に応じた支援を行っている
○	2	児童一人ひとりに合った方法で、児童と職員の信頼関係を構築するために受容的、支持的な関わりをしている
○	3	児童一人ひとりの自立に向けて、担当児童相談所(相談部門)と連携を取って、支援を行っている
○	4	退所後の生活(家庭復帰、転居を伴う引き取り、施設入所、里親委託など)の開始に向けて、新生活(家庭、学校、友人など)のイメージ作りや目標設定など、個々の児童に合わせて必要な援助をしている
評価項目 6-4-1の講評		
担当制による安心できる生活支援と、関係機関連携で児童の意向をサポートしています。 入所後すぐに担当職員を決め、担当職員を中心に生活面の支援内容を検討しています。担当職員から児童に担当であることを伝え、日々の生活の中での声かけなどを通して信頼関係を築き、安心できる環境を提供しています。また、児童福祉司や心理司と情報共有し、例えば「髪の毛を切りたい」という希望については、福祉司を通じて保護者の許可を得るなど、児童の希望が可能な限り実現できるよう連携を図っています。声が反映されたことによって児童が得る満足感、精神的な充足感にも繋がっています。		
多職種で連携し、情報共有を活かして、児童の自立を支援することを心がけています。 児童一人ひとりの自立に向けて、保護所内の各専門職が協力して支援に取り組むとともに、相談部門の福祉司・心理司と情報共有を行っています。福祉司、心理司ともに、定期的に面談を実施しており、児童は面談のことを「ごようじ」と呼び、話をしたり遊んだりすることを楽しみにしています。会話や遊びを通じて把握した様子は保護所職員と共有し、相互に情報を活かした支援につなげています。退所後の生活に向けた支援については、意識づけ、生活面、心理ケアなど内容に応じて役割分担を行い、必要な支援を実施しています。		
さらに本人の意向を意図的に目標に取り入れた支援が期待されます。 個々の保護目的や一時保護中の援助方針は児童票などで確認し、その上でチェック表で評価した基本的生活習慣の習熟度、心理面・行動面の把握をして、インテーク面談及び1週間経過後の観察会議を開催しています。そして、主訴や今後の見通しを踏まえ、安心・安全に生活できるよう目標を設定して支援しています。本人の意向は低年齢のため聞き取りが難しいですが、日課説明時に「食」や「遊び」など理解しやすい項目を用い、「やってみたいこと」や「遊びの選択」など、本人の意思を反映できる場面を意図的に取り入れていくことが期待されます。		

評価項目 6-4-2		
児童相談所(相談部門)と連携し、家族等との関係構築に向けて取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	児童の状況、意向・希望を把握し、家族関係の調整に向け、担当児童福祉司に伝えている
評価項目 6-4-2の講評		
家族等との面会における情報提供と、事後の児童の心理面に配慮した支援をしています。 家族等と福祉司および心理司が面会する際には、児童の現在の生活状況や成長した点について、家族等の状況に応じて伝え、関係構築に配慮しています。児童が家族に手紙を渡したいと希望する場合には気持ちを汲み取り、内容や状況を慎重に検討した上で実施しています。また、家族等との面会後の児童の心理面にも配慮し、面会時の様子について福祉司等から報告を受け、緊張や興奮が見られる場合には、保護所の職員が気持ちを受容し、行動を観察する等対応しています。		

評価項目 6-4-3	
児童の状況に応じて、個別・集団により指導している	
○×欄	標準項目
○	1 児童同士が一緒には過ごしていても、互いに深く干渉したり、良くない関係が生じることのないよう援助している
○	2 問題行動や情緒の不安定化を未然に防ぐよう、児童に注意を払っている
○	3 集団指導の重要性を踏まえ、集団指導のポイントを理解している
○	4 個別指導については、保護所のルールに基づくとともに、児童の行動の背景を理解した上で、個々に対応している
評価項目 6-4-3の講評	
集団生活における環境調整と、適切な距離感の支援をしています。 集団生活であるため、寝室・入浴・トイレ等は年齢や性別に配慮して使用できるよう、環境を調整しています。また、子ども同士が適度な距離感で関わることができるよう、心理職による「こころの時間」で境界線について学習を行い、職員も研修で学んだ内容を支援に活かしています。例えば、自由時間に一緒に遊ぶ様子を見守りながら、人との距離を「片手を伸ばした距離」や「透明のマント」など、低年齢の子どもにも理解しやすい表現で伝えています。さらに、食事や学習時間の席は間隔をあけて配置し、視覚的にも適切な距離感がわかるように工夫しています。	
気持ちを整えるための「にじ」部屋を提供し、児童の心を支える支援をしています。 気持ちが不安定な場合には、相互の安全と安心に配慮し、落ち着いて過ごせるよう「にじ」部屋を提供しています。利用時には、部屋の使用、タオルケットやクッションが必要かどうかを本人に確認し、選択できるように配慮しています。希望した児童は静かな室内でタオルケットにくるまるなど、安心できる方法が取れるよう工夫しています。また、職員が「にじ」部屋の意味を理解し有効に活用できるよう、利用した際には使用記録を付け、相互に管理できる仕組みとしています。気持ちの聞き取りは、落ち着いてから実施するように心がけています。	
社会性の育ちを支える支援に努めていますが、より効果的を上げるためには環境の改善が望まれます。 幼児から小学校3年生までと年齢の幅があることで、大きい子が小さい子を気遣う場面が見られ、思いやりや我慢といった社会性を学ぶ場にもなっています。職員は支援の際、否定ではなく受容する姿勢を大切にし、行動の良し悪しだけでなく、その背景や理由、受け手の気持ちの代弁を通して理解を促すよう努めています。「説得」ではなく「説明」を心がけることで、児童が納得しやすい関わりを目指しています。しかし、定員超過が常態化しており、手狭な環境の中では個別支援や小集団支援の実施が難しく、環境改善が望まれます。	

評価項目 6-4-4

児童の自立に向けて、さまざまな日常生活上の支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	基本的な生活習慣や生活知識・技術(食事マナー、言葉遣い、服装、家事等)を児童の状況・年齢に応じて身に付けられるよう支援している
○	2	児童のコミュニケーション力(人間関係構築力)が向上するよう支援を行っている
○	3	行事やスポーツ・文化活動を通じて、児童の心身を育成し、達成感、協調性、責任感、忍耐力等を養えるよう支援を行っている
○	4	子どもの状況に応じて、自立することについて児童の理解が深まるよう経済観念も含め、現実的な課題などについてわかりやすく説明している

評価項目 6-4-4の講評

規則正しい生活の中で生活習慣が身に着くよう支援しています。

年齢に応じた基本的な生活習慣や、生活に関する知識・技術が身につくよう、一定の規則性をもった生活の中で学べる環境づくりを進めています。職員アンケートではこの取り組みの認知度は高く、実際に子どもからも「お風呂で自分の体を洗えるようになった」「朝起きられるようになった」「これまで一人で着替えていたため、服のたたみ方が違っていたことに気づいた」などの声が寄せられています。これらの成果の背景には、職員が年齢や発達に応じて日課表や絵カードを提示し、児童にとって「わかる」支援を意識的に行っていることが挙げられます。

遊びを基盤とし、社会性・関係の構築に向けた支援を考え、実践しています。

子どものコミュニケーション力が向上するよう、夕方に自由遊びの時間を設定し多様な遊具を用意しています。児童は自分で遊びを選択しますが、職員は人数や児童の状態を見ながら調整し、遊びを通して人との関わり方を学べるように支援しています。アンケートでは子どもの86%が「楽しい活動がある」と回答しており、特に土日の活動を楽しみにしているという声も寄せられました。また、工作でお金や財布を作り、紙粘土で作った物を商品に見立てて買い物ごっこを行ったこともあり、低年齢児に合わせた経済観念の支援としては一歩進んだ取り組みと言えます。

多様な経験から芽生える意欲と、自立に向けた支援に取り組んでいます。

児童が達成感ややりがいを持てるよう、多様な活動を実施しています。例えば、職員による運動の時間では、単純な動きを重視することでわかりやすさや「できる」という自信につながるよう工夫し、マラソン表彰では100周を達成すると表彰状と記念品を贈呈するなど、努力が形として残る仕組みを取り入れています。バスハイクでは科学館や体験型施設など、年齢の違いを考慮した企画を提供し、充実した関わりを持てるよう配慮しています。さらに外部講師を活用して経験の幅を広げるなど、自立に向けた日常生活の支援に取り組んでいます。

評価項目 6-4-5		
児童の自主性を尊重し、一時保護所での生活が快適になるよう支援を行っている		
○×欄	標準項目	
○	1	年齢や背景が異なる児童であっても、お互いに安心して生活できるよう、部屋割りや日課を工夫し、安全性や快適性に配慮したものとなっている
○	2	日常生活の過ごし方は、児童の状況・年齢等に応じて工夫している
○	3	行事やイベントの企画・準備は児童も参加して行っている
○	4	日常生活において、児童が自主性を発揮できるよう支援を行っている
○	5	一時保護所での生活ルールは児童の意見を参考に見直しを行っている
評価項目 6-4-5 の講評		
幼児・学齢児に応じた活動構成と、選択・決定に留意した支援に取り組んでいます。 幼児は平日の10時から1時間、散歩・工作・グラウンド遊びのほか、月1回のリトミックや、季節に応じた行事やダンス練習などの保育活動を行っています。学齢児には学習の時間を設け、学習指導員が対応しています。日常生活の日課が決まっていることで、児童は自立的に行動することができ、さらに自由時間には玩具、絵本、漫画本、テレビ、DVDなどを用意し、好きな物を選択できるよう配慮し、補充にも努めています。また、衣類の色や調節は子どもの意思を優先するなど、日常生活の中で自分で選択・決定できることを大切にしています。		
日常生活における自主性の促進と、環境づくりに取り組んでいます。 各種行事の他、季節感を感じられる装飾は、児童も一緒に飾りつけを行い、季節を主体的に楽しめるよう支援しています。また、幼児の食後の待ち時間や就寝前の過ごし方を工夫し、手遊びや絵本の読み聞かせを取り入れたことで、騒がしさが減り、落ち着いて過ごせる場面が増えています。さらに、学齢児が幼児の面倒を自主的に見るといった良い関わりも見られています。このような自主性を高める支援や、落ち着いて過ごせる環境づくりは、児童が保護所で快適に過ごすことにつながっています。		
子どもの意見の収集と反映に取り組み、小さな声を拾い上げることに努めています。 子どもの意見表明の機会として「課長に意見を届けよう」の仕組みを取り入れ、ポスターの掲示とともに毎月口頭で説明を行っています。また、年1回の子ども会議や年3回のこどもアンケートの実施に加え、日常生活では玩具係の職員が子どもの声を聞くなど、意見聴取に努めています。さらに、第三者委員によるヒアリングで寄せられた意見も参考にし、例えば、自宅からぬいぐるみを持ち込むことや、ドリル・教材の持ち込みについては、紛失や破損に関する同意を得た上で可能とするなど、子どもの意見が反映される仕組みづくりに取り組んでいます。		

評価項目 6-4-6

児童が楽しく安心して食事ができるようにしている

○×欄	標準項目	
○	1	食事の献立は、児童の状況や嗜好に応じて工夫している
○	2	食についての関心を深めるための取り組みを行っている
○	3	食物アレルギー等の対応は、主治医等の指示に従い、事故がないように対応を行っている
○	4	食事が楽しい時間となるよう工夫している(食事時間や雰囲気など)

評価項目 6-4-6 の講評

一人ひとりに合わせた食事量の調整や、希望を反映したおやつを提供を行っています。

食事については、毎月の給食業務連絡会で献立や味の検証を行い、改善に努めています。おかわりを希望する子どもの声を受け、昼食がカレーの日にはおかわりができるようにしたところ、調査では「嬉しい」という声が寄せられました。また、年齢にこだわらず、児童一人ひとりに合った分量を提供できるよう、引継ぎや児童の意見を踏まえて食事量を把握し、個別に対応しています。さらに、おやつについても児童の希望を反映し、月に数回は市販のお菓子を提供するなど、楽しみの幅を広げる工夫を行っています。

食育を通した楽しさと、季節や文化を味わう食事の提供に取り組んでいます。

食についての関心を深める取り組みとして、毎月19日を「食育の日」と位置づけ、世界の料理や旬の食材を活かした献立を提供しています。年2回の企画献立では、夏祭りには焼きそばやたこ焼き、お楽しみ会ではチキンや苺のデザート、行事献立では節分やひな祭りなど、日本の文化を大切にしたいメニューを取り入れています。さらに、特別な日にはプレートを使用し、視覚的にも楽しめる工夫を行っています。調査では、子どもの86%が食事を「楽しみ」と回答し、93%が「好きな食べ物や初めての食べ物が出た」と答えるなど、満足度の高さがうかがえます。

食の広がりや感染対策を両立した、温かい食卓づくりの検討を期待します。

食べたくない物は強要しないようにしつつ、食の幅を広げられるよう声かけを行い、職員の介助が励みになる児童には個別に対応しています。学齢児は構造上の問題により大幅な定員超過の際は個食とせざるを得ない状況です。幼児は家庭的な雰囲気近づけるため、机を囲んで食べる体制をとっています。一時保護改正ガイドラインでは「団らんして食事を楽しめるなど温かい雰囲気の中で提供する」旨が追記されているため、今後は感染対策と両立しながら、より温かい雰囲気づくりの検討を期待します。

評価項目 6-4-7

児童の健康を維持するための支援を行っている

○×欄	標準項目	
○	1	入所まもない児童の健康状態(口腔ケア、視力等)に配慮し、健康維持のための支援を行っている
○	2	健康に関して、児童からの相談に応じ、必要に応じて児童本人や担当児童福祉司等に説明をしている
○	3	児童の服薬管理に誤りがないようチェック体制の強化のしくみを整えている
○	4	児童の体調に変化があったときは、速やかに対応できる体制を整えている
○	5	日頃から医療機関と連携を図り、健康管理に活かしている
○	6	看護師と連携し、児童に保健・衛生面について理解を促している(病気や怪我、薬物に関する知識や性についての知識を教育しているなど)

評価項目 6-4-7 の講評

入所時の健康評価を実施し、子どもの健康維持に向けて専門職と職員がチームで取り組んでいます。

入所時には、入浴を通して肌の状態や傷、頭シラミの有無を確認するとともに、身長・体重・胸囲などの測定を行い、初期状態の把握に努めています。また、非常勤医師による入所時健診や歯科衛生士による健診を実施し、必要な医療の確認をしています。入所後の通院については看護師が同行することとしています。日常生活の中で、環境の変化から泣きすぎて嘔吐する子どもの気持ちに寄り添うなど、職員はいつもと違う様子、機嫌、食欲や水分摂取状態に留意し、健康維持に努めています。

服薬支援の安全性を高め、看護師と職員の連携で児童の健康維持を進めています。

児童の服薬支援については、現状では対象児は少ないものの、配薬は看護師が担当し、与薬は朝夕は職員、昼は看護師が実施しています。与薬時には必ず2名体制で対応し、呼名による本人確認や職員が口腔内へ薬を入れる手順を徹底することで、誤薬防止に努めています。また、点鼻や点眼については看護師が日中に対応しています。このように、健康に関わる支援は看護師を中心に職員全体で注意を払い、保護所内で連携した体制を整えています。

保健・衛生の取り組みを活かし、看護師増員と電話診でさらに充実させることが期待されます。

児童の保健・衛生については、看護師と職員が連携し、生活の流れの中で手洗いの励行やアルコール消毒を行っています。手荒れのある児童には手洗いのみとし、悪化しないよう配慮しています。非常勤医師への相談は、看護師が随時連絡できる体制を整えていますが、土日祝は不在日もあります。感染症発生時には病児隔離のため派遣看護師を手配していますが、通院同行も必要であることから看護師の増員が期待されます。さらに、通院が困難な場合に備え、非常勤医師の電話診察が可能となる仕組みの検討も望まれます。

評価項目 6-4-8

児童の精神面でのケアについてさまざまな取り組みを行っている

○×欄	標準項目	
○	1	児童が心の悩みや不安を相談できるよう工夫している
○	2	児童の抱える問題に応じて、心理的ケアが必要な場合は、関係職員・機関と連携をとって、支援を行っている
○	3	一時保護所での生活における児童の行動上の問題について、関係のある児童も含めて対応している
○	4	児童が自分の課題に向き合えるよう、個別の状況に応じた支援を行っている

評価項目 6-4-8 の講評

児童が相談しやすい環境を整え、多面的な視点で支援を行っています。

児童が悩みや不安を相談できるよう担当者を決め、適時の声かけや面接を行ったり、第三者委員の定期訪問などの仕組みを整えています。「夜眠れない」と訴える児童には、安心できるよう職員の姿が見える場所に変更したり、ぬいぐるみを提供しています。アンケート調査でも、「子ども同士の関係や嫌なことが起きないよう職員は対応しているか」の問いに「はい」の回答が100%です。入所1週間後には心理職が面談を実施し、また支援が難しい児童については精神科医師の意見や心理職のアプローチを基に実践するなど、多面的な視点で支援を行っています。

計画的な面接と心理支援を充実させ、児童の安心と自己理解を育んでいます。

児童は入所後1週間面接があり、学齢児についてはさらに3週間面接も実施し、個別に話を聞く機会を設けています。また、日常生活の中でのアセスメントや児相心理司が実施した検査結果も参考にしながら児童の状態を見立て、課題に応じて保護所の心理職による心のケアを行っています。多動傾向のある児童に刺激を軽減するような工夫をするなど、安心して生活できる環境づくりに取り組んでいます。心理教育は学習の時間に実施しており、令和7年度からは年長児にも開始しました。

児童の課題に寄り添う支援体制を実施していますが、さらなる強化が望まれます。

児童が自分の課題に向き合えるように、また職員が支援課題に応じた適切な支援を提供できるよう、保護所と相談部門が連携して取り組んでいます。課題によっては、センター治療指導課の医師によるライブコーチングや、外部講師を招いた研修の実施などを通して、支援の方向性を協議しています。今後、課長や課長代理が定期的に子どもの話を聞く機会を設けることも検討しています。実際、聞き取り調査では児童からもそのような要望が寄せられていることから、実施に向けた仕組みづくりが望まれます。

評価項目 6-4-9		
学習習慣や学力を維持するため、学習に取り組んでいる		
○×欄	標準項目	
○	1	基礎学力の向上・学習習慣獲得のための支援を行っている
○	2	児童の意欲・意思や能力に応じた学習教材を活用している
○	3	進路は、児童の意向や適性に応じて選択・決定できるよう、担当児童福祉司と連携して、支援を行っている
○	4	原則として、一時保護により通学できない状況にあっても、学習担当職員と福祉職員が連携を図り、児童が学習習慣を損なわないよう学習指導を行っている
○	5	義務教育終了児や受験をめざす児童等には特別のプログラムを実施している
○	6	個別に必要な時期・状況で、自立に向けての適切な支援を行っている
評価項目 6-4-9 の講評		
学齢児・幼児の発達段階に応じた学習・保育支援体制の充実に取り組んでいます。 学齢児については入所時に学習進度調査を実施し、基礎学力の向上、学習意欲、定着状況を記録しながら、学習習慣の獲得に努めています。学習指導員は教員免許を有し、3名の学習指導職員とアシスタント2名を配置し、学習支援に取り組んでいます。さらに外部講師も導入し、学年別授業の実施など、より個性に応じた学習環境の整備に配慮しています。児童への聞き取り調査では、71%が「わかりやすく楽しい」と回答しています。また幼児については、平日の午前中に1時間の保育活動を実施し、幼児期の発達に必要な「遊び」を提供しています。		
個性に応じた学習環境を整え学習支援を進めていますが、人員と場所の確保が課題です。 学習教材は、学習指導員の創意工夫により、教科の単元に合わせつつ個々に合った物を提供しています。タブレットは小學校で導入されている状況を踏まえ、保護所でも活用しています。児童の学習進度には幅があるため、個別の学習支援にも取り組んでいます。子どもの聞き取り調査では、個別に丁寧に教わったことで「昨日は出来なくて泣いたけど、今日はできた!」と誇らしげに話してくれた子どももいました。「できた」成功体験の積み重ねは発達において非常に重要です。しかし、子どもの定員超過が常態化しており、人員と場所の確保が課題となっています。		
「こころの時間」を通じた情緒面の支援を実践しています。 学習時間に、心理職による「こころの時間」を導入しています。内容は境界線、感情調整、落ち着く方法、人とのやりとりの質に向けた「ふわふわ言葉・ちくちく言葉」などで、児童は深呼吸を「ドラゴンのこきゅう」、両手を胸の前で交差する「バタフライタッチ」など、具体的でわかりやすい方法を学んでいます。聞き取り調査では「こころの時間が好き」という声が複数あり、職員アンケートでも福祉・学習・心理の連携が図られているとの意見が寄せられています。		

評価項目 6-4-10		
地域との連携のもとに児童の生活の幅を広げるための取り組みを行っている		
○×欄	標準項目	
○	1	地域の情報を収集し、一時保護所における児童の生活が充実できるよう、それらを活用している
○	2	ボランティアの参加を呼びかける等、児童が職員以外の人と交流できる機会を確保している
評価項目 6-4-10 の講評		
保護所の特性や定員超過の現状の中でも、地域資源を活用した生活支援の充実に取り組んでいます。 地域の資源を活用して生活が充実できるように取り組むことについて、職員アンケートの結果は各階層で低位の認知度ですが、その背景は一時保護所の特性や定員超過の実態によるところと考えられます。その中でも図書館を定期的に活用、近場の公園で自然観察、外出時のモノレール利用を実施しており、長期保護の児童に対しては、個別外食に連れ出すなどしています。また、年4回のバスハイクでは遠出をしています。一人当たりの頻度は少なくとも、職員が地域との関りについて取り組んでいる姿勢が伝わります。		
外部人材と地域資源を活かして、生活体験を広げる機会を提供しています。 令和7年度は七夕とクリスマスの時期にフラワーアレンジメントを実施しました。また、外部講師による音楽・芸術・運動の活動を実施し、専門性のある活動の提供によって活動の幅を広げ、職員は児童とのかかわり方の参考にしています。職員アンケートでは「制限の多い生活をどう豊かにできているかを考えている」という回答が寄せられており、今後も職員の創意工夫により、地域資源を生かした取り組みが期待されます。		

サブカテゴリー5 個人の尊厳の尊重とプライバシーの保護

評価項目 6-5-1		
サービスの実施にあたり、児童の権利を守り、個人の意思を尊重している		
○×欄	標準項目	
○	1	児童の基本的人権について、日常生活の中でわかりやすく説明している
○	2	児童一人ひとりの思い(価値観を含む)や成育歴を踏まえて支援を行っている
○	3	児童の気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に予防・再発防止を徹底している
○	4	虐待被害にあった児童の場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている
○	5	一時保護所内の子ども間の暴力・いじめ等が行われることがないよう組織的に予防・再発防止を徹底している
○	6	児童の安全の確保等のため、行動に一定の制限を行う必要がある場合は、組織的・計画的に実施し、定期的に検証を行っている
評価項目 6-5-2		
児童のプライバシー保護を徹底している		
○×欄	標準項目	
○	1	担当児童相談所と連携し、児童に関する情報(事項)を外部とやり取りする必要がある場合には、児童や保護者の同意を得るようにしている
○	2	居室への職員の出入り等、日常の支援の中で、児童のプライバシーに配慮した支援を行っている
○	3	児童の羞恥心に配慮した支援を行っている

サブカテゴリー5 の講評

生活の中で子どもの権利が意識できるよう支援しています。

入所後も、生活の中で子どもの権利を伝えることを意識し、「守られる存在であること」が理解できるような説明や支援に努めています。保護所のルールには「暴言や暴力をしない」がありますが、年齢や背景、特性の異なる児童が生活しているため、トラブルが生じることもあります。そのような場合には、まず、双方の児童の思いや考えを受け止めたうえで、具体的に何が良くなかったのか、どうすればよかったのかを丁寧に伝えています。一人ひとりの気持ちや背景に寄り添いながら対応することで、子どもの権利に配慮した支援を行っています。

落ち着ける時間と空間を確保できるよう工夫しています。

居室は個室ではなく、児童が一人になれる空間が限られているため、状況に応じてパーテーションを活用したり、一人になれる時間を確保したりしながら対応しています。また、うまくクールダウンできない場合には「にじ(個室)」を利用し、落ち着ける時間を設けています。入浴や排泄介助は同性が行うことを基本とし、特に男性職員が女兒に接する際には十分に配慮しています。さらに、着替えは人前で行わず居室で行うこと、トイレ使用時にはカーテンや扉を必ず閉めることを徹底し、子ども自身も意識できるよう声かけを行っています。

職員の言動や態度を振り返り、丁寧な支援の統一に努めています。

職員アンケート「【6-5-1③】児童の気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に予防・再発防止を徹底している」では、「そう思う」との回答率が課長代理以上100%、主任・主事89%、非常勤67%とばらつきがあり、一部の職員については強めの口調や対応が気になるという声も寄せられています。そのような対応が確認された場合には、全体への注意喚起や対象職員への個別面談を行い、児童に寄り添った丁寧な関わりが徹底されるよう取り組んでいます。

サブカテゴリー6 事業所業務の標準化

評価項目 6-6-1

手引書等を整備し、一時保護所業務の標準化を図るための取り組みをしている

○×欄	標準項目
○	1 手引書(基準書、手順書、マニュアル、タイムスケジュール等)で、一時保護所が提供している支援の基本事項や手順等を明確にしている
○	2 職員は、わからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している
○	3 提供しているサービスが定められた基本事項や手順に沿っているかどうかを点検している

評価項目 6-6-2

さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している

○×欄	標準項目
○	1 打ち合わせや会議等の機会を通じて、支援内容や支援方法の手順等が職員全体に行き渡るようにしている
○	2 職員が一定レベルの知識や技術を学べるような機会を提供している
○	3 職員一人ひとりの支援内容や支援方法について、指導者が助言・指導している
○	4 職員は、わからないことが起きた際に、指導者や先輩等に相談し、助言を受けている
○	5 職員全員が、子どもの安全性に配慮した支援ができるようにしている

評価項目 6-6-3

サービスの向上をめざして、一時保護所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている

○×欄	標準項目	
○	1	提供している支援内容や支援方法の手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている
○	2	提供している支援内容や支援方法の手順等の見直しに当たり、児童や職員、児童福祉司等からの意見や提案を反映するようにしている
○	3	職員一人ひとりが工夫・改善した支援内容や支援方法事例などをもとに、手順等の改善に取り組んでいる

サブカテゴリー6 の講評

手引書やマニュアルを整備し、業務の質向上に努めています。

南分室手引書は毎年見直し・改訂が行われ、現状に即した内容となっています。手引書は全職員に配布され、勤務帯ごとのタイムスケジュールを整理することで、必要な業務を効率的に確認できるよう工夫されています。また、一時保護所運営の手引きをハンドブックとして整備・配布し、マナーブックや各係業務のマニュアルも作成しています。これらの内容については、問題点や疑問点が生じた際に会議で検討・修正を行うほか、緊急時には臨時会議を開催するなど、柔軟かつ迅速に改善できる体制を整えています。

計画的な研修とライブコーチングで職員の資質向上に努めています。

年間研修計画を策定し、計画的に研修を実施するとともに、悉皆研修以外の研修についても可能な限り受講できるよう配慮しています。職場内研修は年6回実施し、職員の資質向上に努めています。また、月1回のライブコーチングも定着しつつあり、会計年度任用職員にも参加の機会を設けています。ライブコーチングでは、指導者がマンツーマンで実際の支援場面を見ながら助言を行い、声かけや言葉の選び方、距離感などを具体的に指導するとともに、良い対応は積極的に評価し、実践力の向上につなげています。

支援方法を共有しながらチームで取り組んでいます。

1週間観察会議や3週間観察会議に加え、日常的にも支援方法について助言を受けたり、職員同士で質問し合える体制が整えられています。児童への支援については心理職も交えながら随時助言・指導が行われており、保護推進課長代理も関与することで、相談しやすい環境づくりが進められています。職員からは「チームとして課題に取り組み児童を支援している」との声がある一方で、年齢層の幅広さから若手の意見が出にくいことや、日常的に落ち着いて意見交換できる時間が少ないといった課題も挙げられており、さらなる取り組みが期待されています。

事業者が特に力を入れている取り組み①		
評価項目	5-1-1	一時保護所にとって必要な人材構成にしている
タイトル①	内定者に向けて内覧会の開催や職員との座談会を実施しています。	
内容①	本所における課題は、単なる人員不足ではなく、定数超過の状況に見合った職員配置が十分に行えない点にあります。児童数の増加に対して柔軟な人員配置が難しく、現場への負担が生じている状況です。こうした課題を踏まえ、人材確保の強化に向けて本庁ではリクルートチームを立ち上げ、計画的な採用活動に取り組んでいます。さらに、内定者の不安解消や早期離脱防止を目的として、内覧会の開催や現場職員との座談会に協力し、職場の雰囲気や業務内容を具体的に伝える機会を設けています。	

事業者が特に力を入れている取り組み②		
評価項目	6-4-8	児童の精神面でのケアについてさまざまな取り組みを行っている
タイトル②	心理職によるアプローチが、職員のスキルアップにもつながっています。	
内容②	担当福祉司や保護所職員に加え、児童の気持ちや行動の観察が必要な場合には、保護所心理職が心理ケアを実施し、児童が安心して生活できるよう取り組んでいます。職員からは、「心理職がCAREの枠組みを用いて支援したことで大きく変化した児がおり、その変化を職員も実感できたため、心理職の支援の重要性がより明確になった」「心理職からの働きかけにより、児童の気持ちと向き合うスキルが向上している」との声が寄せられています。心理職の取り組みが、児童への支援だけでなく職員のスキル向上にもつながっています。	

事業者が特に力を入れている取り組み③		
評価項目	6-4-5	児童の自主性を尊重し、一時保護所での生活が快適になるよう支援を行っている
タイトル③	日課の工夫やお楽しみ行事など、児童が楽しめる機会を設けています。	
内容③	学齢児の学習時間は、個々の学習進度に応じて学習指導員が創意を工夫した教材を提供しており、さらに心理職による「こころの時間」や外部講師による運動・音楽・芸術活動も実施しています。幼児には、職員が「遊び」を通じた発達支援を行っています。夕方は自由時間を設け、好きな玩具や本を選んで遊び、学齢児が幼児の面倒を見る微笑ましい場面も見られます。おやつのリクエスト、季節や行事のお楽しみメニュー、マラソン表彰による成功体験なども実施されており、児童の聞き取り調査では86%が「楽しい活動がある」と回答しています。	

No.	特に良いと思う点	
1	タイトル	心理支援の視点を活かし、福祉職と連携しながら、児童の安心と安全を支える取り組みを進めています。
	内容	一時保護所における心のケアの効果や意義は、児童が安全で安心できる環境を確保し、心理的な課題を適切にアセスメントして実践することにあります。学習時間に導入している「こころの時間」は、対象が小学1年生から3年生の比較的低年齢であるため、座学だけではなく具体的な方法を教示しています。片手の長さで理解する境界線、ドラゴンのこきゅうやバタフライタッチなどで落ち着く方法など、自分の身体で表現する方法は習得しやすいと考えられます。これらの実践は心理職と児童に留まらず、職員にも般化することで心理教育の効果を高めていることも評価できます。
2	タイトル	児童が落ち着いて過ごせる環境づくりに取り組んでいます。
	内容	事業所では、支援の考え方や対応について職員間で共通認識を持ち、話し合いながら支援方法を検討しています。職員アンケートでは、「食後にテレビとミニおもちゃを楽しめるようにしていたが、特に幼児が騒がしくなることが多かったため、ミニおもちゃと本で選択できるようにしたところ落ち着いて過ごせるようになった」といった意見や、「手遊びを取り入れたり、就寝前に読み聞かせを行う職員が増えている」との声が寄せられています。こうした取り組みから、児童が落ち着いて過ごせる環境づくりに職員が積極的に取り組んでいることがうかがえます。
3	タイトル	人材確保のためインターンや研修生等も受け入れています。
	内容	事業所では地域との関わり的重要性を十分に認識していますが、秘密施設という特性上、交流の機会は限定的なものとなっています。そのような制約の中でも、将来の福祉人材の育成と理解促進を目的として、学生実習生の受け入れを継続的に行っています。実習を通じて、支援の現場を体験してもらうことで、児童福祉への関心を高める機会となっています。さらに、人材確保の観点から、インターンや研修生も受け入れ、可能な範囲で現場との接点を持てるよう工夫しています。限られた条件の中でも、地域や次世代人材とのつながりを大切にしたい取り組みを進めています。
No.	さらなる改善が望まれる点	
1	タイトル	定員超過の現状は、さまざまな面に影響を及ぼしています。
	内容	慢性的な定員超過は、新たに保護所が開設されても改善には至らず、職員の業務量は依然として多く、昨年度と同様の状況が続いています。加えて、発達特性の強い児童も多く、職員の負担感を高めています。一方、現場では食堂ホールを学習場所として活用せざるを得ないため、幼児の居場所が限定されるなど環境面での制約も生じています。職員からも「学習スペースが狭く、定員超過により十分なスペースが確保できない」といった意見が寄せられており、定員超過の状況は、早急な改善が求められる課題です。
2	タイトル	子どもの言い出しにくさに寄り添い、思いを引き出す支援が求められます。
	内容	子どもへのアンケート「【問14】保護所の生活で、あなたの意見や気持ちを言いやすいと思いますか？」では、「はい」36%、「いいえ」21%、「どちらともいえない」43%という結果でした。言いたいことが言えるという声がある一方で、「自分では言えない。」「我慢している」といった、言いにくさを示す意見も寄せられています。入所している児童の年齢層は低く、思いや考えを率直に伝えられる児童もいれば、うまく言葉にできない児童もいます。個別に状況を把握し、丁寧に話を聞きながら思いや考えを引き出す姿勢と支援が求められています。
3	タイトル	子ども会議の定期開催と充実を目標としています。
	内容	これまで子ども会議の開催は一度にとどまっており、議事の進行方法や開催頻度、小学1～3年生の子どもへの適切なアプローチ方法について課題が見られます。特に年齢の低い児童にも意見を表明しやすい工夫や、参加しやすい雰囲気づくりが求められています。今後は、子ども会議の開催頻度を高め、継続的に意見を聴く機会を設けることが重要です。また、児童の希望が実現した際には、その結果を分かりやすく公開することで、自分の意見が尊重されていることを実感でき、次回以降の参加意欲や主体性の向上につなげていきたいと考えます。